

金沢大学基金「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費取扱要項

平成 28 年 6 月 6 日
学 長 裁 定

1 趣旨

この要項は、「金沢大学基金『喜多尚一記念奨学金』」の寄附目的に基づき、工学系学生の研究教育助成について必要な事項を定める。

2 目的

本奨学金は、海外の大学等に留学、海外研修する本学理工学域及び自然科学研究科の工学系学生に対し、研究教育助成として海外学修奨励費を支給することにより、経済的に支援するとともに、海外留学の意欲を引き出すことを目的とする。

3 支給対象

海外学修奨励費の給付対象者は、次に掲げるすべての事項を充たす者で、学業、人物ともに優れている者とする。

- (1)理工学域又は自然科学研究科の工学系の学類・コース、専攻・コースに正規生として在籍している者で、日本国籍を有するもの
- (2)留学、海外研修の計画が明確で、本学が教育上有益と認めるもの
- (3)留学、海外研修を行う大学等は、ランキングにおいて本学より相当上位の大学又はそれと同等の高い研究業績を有する研究機関等とする

4 支給人数

支給人数は定めず、「喜多尚一記念奨学金」として、金沢大学基金に受け入れた寄附金額内とする。

5 支給金額

- (1)1 か月 5 万円とし、留学、海外研修の期間に応じて支給する。ただし、支給対象とする期間は 1 回の留学に対し 3 ヶ月以上で 12 か月を超えないものとする。
- (2)在学期間中に複数回の留学、海外研修を行う場合は、その都度申請を受け付け、海外学修奨励費を支給できるものとする。
- (3)海外学修奨励費は、その他の奨学金等との併給を認める。ただし、その他の奨学金等において併給を認めない場合は給付しない。なお、その他の奨学金等において、一定の制限を設けた上で併給を認めている場合、その範囲内で減額支給する。

6 申請方法

留学、海外研修の開始予定の月の 3 か月前の月の末日までに、理工系事務部学生課を通して、理工学域長又は自然科学研究科長に申請書類を提出する。

7 提出書類等

- (1)「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費申請書
- (2)「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費留学計画書
- (3)参加するプログラム等の資料
- (4)指導教員又はアドバイス教員等の推薦書
- (5)成績証明書（本学に入学後1年を経過していない者は、入学直前に在学していた高等学校、高等専門学校、大学等の成績証明書）
- (6)TOEIC, TOEFL, IELTS等の英語資格試験のスコア。スコアの有効期限は、申請書提出の2年以内に受験したものとする

8 受給者の決定

理工学域長，自然科学研究科長，学類長及び専攻長のうち工学系の分野を専門とする者で提出書類等を審査し，理工系教育研究会議の議をもって，海外学修奨励費の採否及び支給月数を決定する。

理工学域長又は自然科学研究科長は海外学修奨励費の採否及び支給月数について，学長に報告する。

9 決定通知等

理工学域長又は自然科学研究科長は，採否及び支給月数について申請者に通知する。

10 支給方法

受給者として決定された者から提出された請求書に基づき，原則として海外留学等出発前までに本人名義の金融機関預金口座に振り込む。

11 留学中の指導

本学は，受給者の学修及び研究並びに生活について，必要に応じ，本人又は留学先の大学等と連絡を取り，適切な指導を行うものとする。

12 報告

受給者は，帰国後，「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費報告書(別紙様式 4)及びパスポートの写し(顔写真及び出入国スタンプページ)を提出するものとする。活動報告書には，写真を数枚添付するものとし，留学先で行った学修・研究等の成果及び，留学先の大学・地域社会に貢献したこと等について報告するものとする。なお，提出した報告書及び写真は，本学が広報用に使用することを許諾するものとする。

13 受給者の義務

- (1)受給者は，提出した書類に変更が生じた場合は，直ちに理工系事務部学生課に「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費計画変更届(別紙様式 5)を提出しなければならない。
- (2)受給者は，海外留学の促進に用いられる冊子等への寄稿，関係報告会への参加及び発表を求められたときは，これに応じるものとする。

14 支給の取り消し及び返金

- (1)受給者が，受給対象となった期間の終わりまでに学則第 67 条の規定による退学の許可を受けた場合，学則第 68 条の規定による除籍処分を受けた場合，又は学則第 70 条の規定による懲戒を受けた場合は，理工系教育研究会議の議をもって，海外学修奨励費の採用を取り消すとともに，学長に報告する。
- (2)前項の規定により，海外学修奨励費の採用決定を取り消された者は，給付された海外学修奨励費の全額を速やかに返金しなければならない。
- (3)海外学修奨励費が支給される場合において，留学の目的が達成されない場合(帰国勧告・命令による帰国等や，学生の自己都合による途中帰国の場合等)には返金が求められることがある。
- (4)辞退等により渡航しなかった場合は，海外学修奨励費の全額を返金しなければならない。
- (5)海外学修奨励費の支給後に他の併給不可の奨学金を受給することになった場合，海外学修奨励費の全額を速やかに返金しなければならない。また，併給可能な奨学金(渡航費を含む)を受給することが決定し，選択の必要が生じた場合も，海外学修奨励費の一部を速やかに返金しなければならない。

15 事務

「喜多尚一記念奨学金」海外学修奨励費に関する事務は、理工系事務部において処理する。

附則

この要項は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。